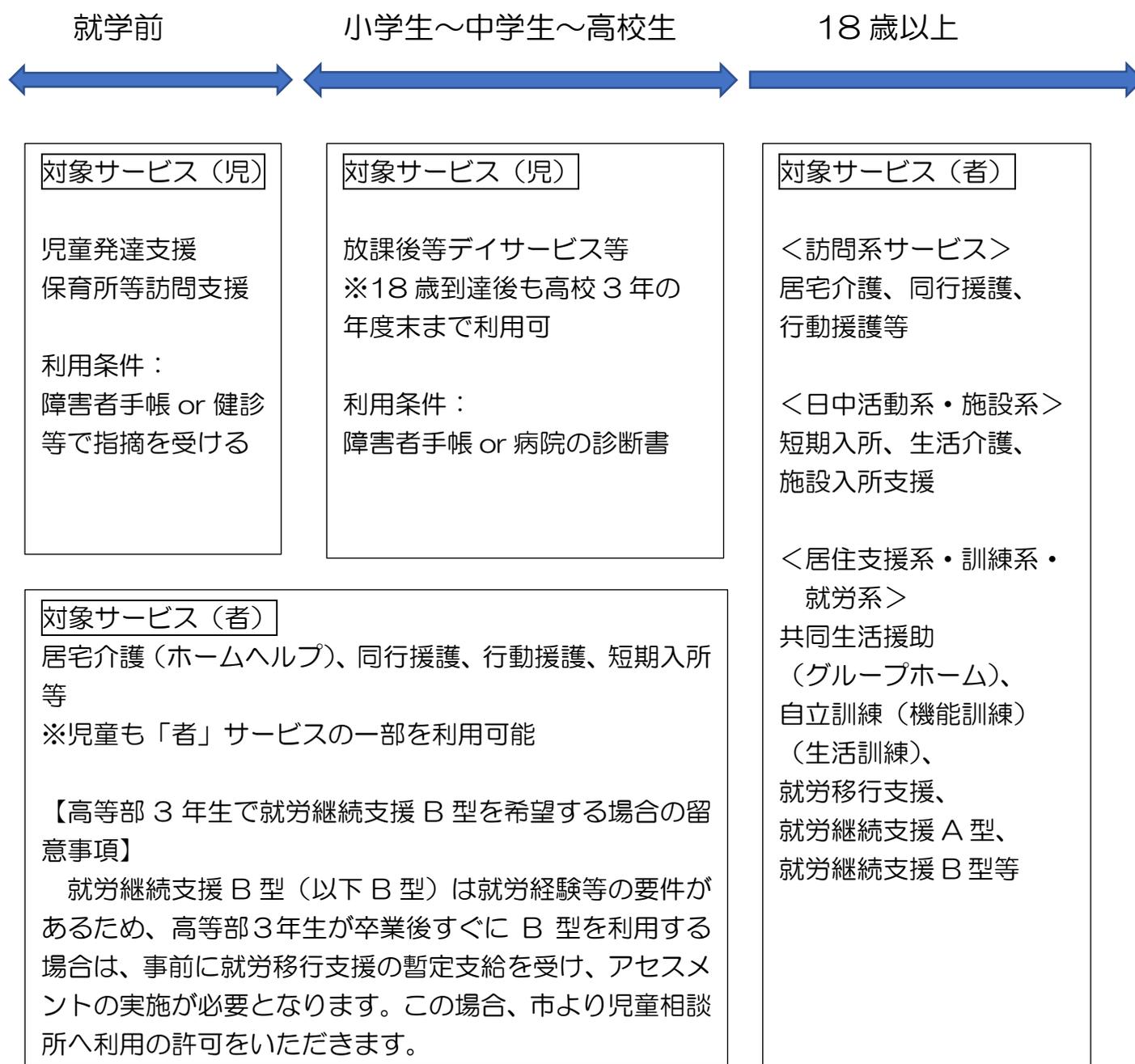


## ステージごとの障がい福祉サービス利用イメージ



### ★計画相談について★

日光市は、障がい福祉サービスの利用の際に、計画相談員によるサービス等利用計画の作成を必須としています。

利用者の方に対して適切なサービス内容や事業所の調整を行うとともに、継続的な支援に入ってもらえるためです。

## 児童のサービスを利用するまでの流れ

### 1. 利用の流れ

#### サービス利用申請

(時期) 随時 (要相談)

- ・ 保護者の方の申請が必要になります。  
本人、ご家族の状況について聞き取りの調査を行います。  
必要なもの：印鑑、障がい者手帳または診断書（事前にご相談ください）



#### サービス利用計画の依頼

(時期) 利用申請後

- ・ サービスを利用するためには、計画相談支援事業所によって作成された利用計画が必要です。事業所の選定や契約に関しても、保護者の方に行っていただきます。



#### 支給決定

(時期) 利用計画案提出後

- ・ 利用計画を基に市で決定します。決定後はサービス受給者証を交付します。



#### 利用開始

(時期) 支給決定後

- ・ 決定された内容でのサービス利用開始となります。

### 2. その他

- ・ 上記の流れの中でもお示した通り、申請から利用までは時間がかかりますので、申請は余裕をもって行ってください。

## 特別支援学校を卒業してサービスを利用するまでの流れ

### 1. 利用の流れ

#### 進路相談

(時期) 随時

- ・市の障がい福祉係等関係機関による面談を行い、卒業後の進路について確認します。この時、具体的な手続きについての詳細な説明を行います。



#### サービス利用申請

(時期) 要相談(利用するサービス内容によって決定に要する時間が異なるため)

就労継続支援 B 型利用の場合は6月～7月頃の申請が必要

- ・保護者(本人は法律上単独で有効に意思表示を行うことができないため)の方の申請が必要になります。

※行政は申請がない限り手続きを行うことができず、学校も手続きを代行することはできませんので、申請をお忘れなようお願い致します。

※就労 B 型利用の方は申請手続きが一部異なりますのでご注意ください。



#### サービス利用計画の依頼

(時期) 利用申請後

- ・サービスを利用するためには、計画相談支援事業所によって作成された利用計画が必要です。事業所の選定や契約に関しても、保護者の方に行っていただきます。



#### 障がい支援区分の取得※区分が必要なサービスを利用する場合

(時期) 利用申請後

- ・医師意見書作成
- ・認定調査(市の調査員による聞き取り調査)

※生活介護の場合は、学校で本人・保護者同席で調査を行います。

- ・認定審査会(意見書と調査の結果を基に委員が検討し、区分が決定されます)



## 支給決定

(時期) 支援区分取得(必要であれば)、利用計画案提出後

- 取得した支援区分、利用計画を基に市で決定します。決定後はサービス受給者証を交付します。



## 利用開始

(時期) 支給決定後

- 決定された内容でのサービス利用開始となります。

## 2. その他

- 上記の流れの中でもお示した通り、申請から利用までは時間がかかりますので、申請は余裕をもたせて行ってください。
- ※最初の利用申請時は誕生日を目安にさせていただくのが分かりやすいと思いますが、誕生日が年度末に近い等、不安のある方はご相談ください。
- 障がい福祉サービスは一度決定した後、一定時期毎に更新申請が必要になります。更新は上記流れにのっとり再度申請していただくこととなりますので、お忘れなきようお願いします。
  - 現在児童短期入所のサービスを利用している方に関しては、誕生日以降障害児から障害者のサービスに切り替える必要があるため、お手続きが必要になります。
  - 卒業後すぐサービスを利用せず、後に利用する場合には、一連の流れは同じですが、手続きのタイムスケジュールは異なりますのでご注意ください。

## 卒業後 B 型利用希望者用

## 1. 就労継続支援 B 型を利用する要件について

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、**就労移行支援事業者等**※によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (4) (施設入所利用者に関する要件のため、省略)

※ (3)内の就労移行支援事業者等については、裏面の 3 - (2)の 4 つの手段に係る事業所と解されます。

支援学校卒業生の方は、上記③に該当するため、アセスメントが必要となります。

## 2. 就労継続支援 B 型を利用するまでに必要な手順

| 手順内容                    | 実施者           |
|-------------------------|---------------|
| (1) 障がい福祉係で「就労移行支援」利用申請 | 保護者           |
| (2) 計画相談事業所への計画作成依頼     | 保護者           |
| (3) 障がい福祉係での聞き取り調査実施    | 障がい福祉係(保護者同席) |
| (4) 児童相談所の許可            | 障がい福祉係        |
| (5) 利用計画提出後、支給決定        | 障がい福祉係        |
| (6) 就労移行支援事業所での実習実施     | 本人            |
| (7) アセスメントシート作成・提出      | 移行支援事業所       |
| (8) 障がい福祉係で「就労 B 型」利用申請 | 保護者           |
| (9) 計画相談事業所への計画作成依頼     | 保護者           |
| (10)利用計画提出後、支給決定        | 障がい福祉係        |

### 3. アセスメントの取得について

#### (1)なぜアセスメントが必要なのか

“卒業後すぐに B 型を利用する際、制度上義務付けられているため。”

上記は手続き上の側面であり、アセスメントの本質は、

『本人の「働く力」を客観的に判断し、「働く力」の向上や「働き方」を本人及び関係機関が考えていく上で必要な情報』

だからです。取得したアセスメントは、サービス提供事業所や計画相談事業所で共有し、本人の支援に活用することになります。

#### (2)アセスメント取得方法

- ①就労移行支援事業所における移行支援事業
- ②就労移行支援事業所による施設外支援
- ③障害者就業・生活支援センターでのアセスメント
- ④一般企業によるアセスメント

#### (3)アセスメントの取得時期

例年9月～10月に実施する実習を「就労移行支援事業所」で行い、アセスメントを取得していただいておりますが、期間についてはその時期でなければならないという定めはありません。

#### (4)取得したアセスメントの共有

支援の上で重要な情報となるものですので、アセスメント実施後はその結果情報について、市障がい福祉係、移行支援実施事業所、計画相談事業所で共有し、本人の就労に関する支援に活用することになります。